

## 【〇〇会 会則（規約）】

（名称・所在地）

第1条 本会は〇〇会と称し、事務局を〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

**〔※事務局は代表の自宅に置くこととするのが一般的です。〕**

（目的）

第2条 **※ 目的について、ご記入願います。**

（活動内容）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1

2 **※ 活動内容について、ご記入願います。**

3

（入会の資格）

第4条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。

**〔※センター登録要綱より会員は5名以上、その構成は市内在住、在勤者が7割以上としています。〕**

（役員・会計監査）

第5条 本会に次の役員および会計監査を置く。

会長、副会長〇名、会計〇名、会計監査〇名

（役員・会計監査の選出と任期）

第6条 役員および会計監査は、会員の中からの互選により、任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

（総会・役員会）

第7条

1 本会は、年〇回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 会則改正 (4) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

（会費等）

第8条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

入会金は〇〇〇〇円、会費は月額〇〇〇〇円とする。

**〔※センター登録要綱より会費は、月額5,000円(教材費・材料費は除く)を限度としています。〕**

（会計年度）

第9条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日より〇〇月〇〇日までとする。

**〔※規定はありませんが一般的には、4月1日から翌年3月31日までとすることが多いです。〕**

（会計報告）

第10条 本会の会計報告は、毎年〇〇月に行う。

〔付 則〕 この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。